

平成30年度静岡県防災会議 会議録

平成30年6月15日(金)
静岡県庁西館4階第1会議室

午後1時30分開会

○司会 定刻になりましたので、ただいまから平成30年度静岡県防災会議を開催いたします。

本日は、お忙しい中、委員の皆様には、ご出席いただきありがとうございます。代理出席を含め46名の方々にご出席いただいております。

それでは初めに、会長の川勝平太静岡県知事からご挨拶申し上げます。

○川勝知事 梅雨空でうつとうしい状況が続いております。また、ご多用と存じますけれども、県の防災会議のために、皆様お集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

静岡県、昨年の3月で10年計画を7年で仕上げまして、今新しい10年計画の初年度に当たりまして、富づくり、人づくり。これを基礎にいたしました「ふじのくに」づくりをやっているんですが、前回の10年計画も、これから10年計画も一貫しているのは「命を守る」ということでございまして、危機管理でございます。これがそれなりに充実してきたのも皆様方のご協力のおかげと思っておりまして、県の危機管理行政に対しまして、さまざまご理解、ご協力をいただいておりますこと、厚く御礼を申し上げます。

今年、2018年は、今から40年前、1978年6月15日、きょうのきょうでございますけれども、大規模地震対策特別措置法、いわゆる「大震法」というのが定まったときで、これは、東海地震というのが、予想ができると。予想ができた場合に、「これから地震が来るから」ということで首相にご連絡をさしあげて警戒態勢を敷くということだったわけですけれども、これまでの経緯から、これは確度の高い予想ができないという、そういう共通認識に変わりました。

こうしたもとで、私ども、突発的な災害を前提にした訓練を積み重ねてきたところであります。実際、東日本大震災、熊本の震災等々、これらは突発的に起こりました。そうしたことでの、我々は新しい事態に備えた防災計画をつくらねばならないということです。

ございます。内閣府のほうも、それに応じた形で、南海トラフ沿いの大規模災害が生じた場合のことについてワーキンググループを立ち上げられまして、昨年来、静岡県は、これまでの取り組みが高く評価せられまして、モデル県として選ばれて、いろいろな情報をご提供さしあげているところであります。

そうした中、他県のことではございますけれども、他県における大災害、被害をこうむられたところに我々は入り込みまして、今も入っておりますけれども、防災あるいは救援の任務に当たっておりまして、それなりの防災力を高めているというふうに思っております。

昨年の4月には、天皇皇后両陛下がスペインの国王王妃を伴われて静岡県に来られました。防災先進国日本のご視察ということだったわけですけれども、静岡県を選ばれたわけでございます。こうしたことでもございまして、我々の防災力というのは、他県のために、場合によっては他国のためにも役に立つということでございます。

今回は、防災計画の新しい事態に向けての修正ということでございますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げまして、挨拶といたします。

何とぞよろしくお願いを申し上げます。

○司会 本日の議長は、会長であります川勝知事が務めます。

知事、お願いいたします。

○川勝知事 それでは、私が議長を務めまして議事を進めてまいりますので、ご協力のほど、よろしくお願いを申し上げます。

まず、議事に先立ちまして、静岡県防災会議運営要領第7条の規定に基づき、本日の議事録署名人を指名させてください。

国土交通省静岡地方気象台台長 中村浩二委員、日本銀行静岡支店長 竹内 淳委員のご両名を指名いたします。よろしくお願い申し上げます。

それでは、議事次第に従いまして、協議事項から進めてまいります。

まず、「静岡県地域防災計画の修正」について、事務局から説明をお願いします。

○危機政策課長 危機管理部危機政策課長の杉山と申します。よろしくお願いします。

「静岡県地域防災計画の修正」のうち、原子力災害対策を除く部分の概要につきまして、ご説明申し上げます。

なお、説明時間はおよそ10分を予定しております。

お手元の資料1-1をごらんください。

本年度の主な修正内容につきまして、2に記載のとおり、県・国の各種計画や推進施策等の内容を反映したものでございます。主な例示といたしまして、2、(1)のア、イ、ウ、エ及び(2)にありますように、避難所運営マニュアルの改訂、重要道路沿道建築物の耐震化、避難所のペット飼育管理ガイドライン、南海トラフ地震に関する情報への対応、避難勧告等に関するガイドラインにつきまして、これらの改訂や変更に伴い、地域防災計画の関係部分を修正するものであります。

資料1-1の次に綴られております、A4横長の新旧対照表をごらんください。

右側が「新」、すなわち修正後の文案です。

まず、避難所の運営マニュアルの改訂に伴う修正につきましては、3ページをお開きください。

3ページの中段、第4節「防災知識の普及計画」のうち、2「普及すべき内容」の表内におきまして、避難生活や避難所の運営に関する具体的な記述を加えたものであります。

恐縮ですが、25ページをお開きください。

25ページの下段、避難所の運営などについて記載された表がございます。このうち、避難所の運営が軌道に乗った場合は、避難所の運営主体につきましては、市町や施設管理者から利用者中心の体制に切りかえる旨の記述を加えました。

避難生活関係の修正につきましては、そのほかの各ページにも詳細な記述を行なっております。

次に、重要道路の沿道建築物の耐震化についてであります。

新旧対照表の14ページをお開きください。

下段、13「緊急輸送活動体制の整備」につきまして、最下行に、災害時に緊急輸送ルートや避難路の通行を確保するため、安全性・信頼性の高い道路整備、沿道建築物の耐震化を促進する旨の記述を加えました。

次に、避難所のペット飼育管理ガイドラインについてであります。

10ページをお開きください。

下段、第8節「愛玩動物救護計画」につきまして、表の中、市町が行なう対応の根拠といたしまして、平成29年3月に策定しました県のガイドラインの名称を加えたものであります。

次に、南海トラフ地震に関する情報への対応についてであります。

19ページをお開きください。

南海トラフ地震に関する新たな防災対応の検討につきましては、第4章「地震防災応急対策」に、なお書きとして記述を加えました。記述内容やその趣旨につきましては、後ほど報告事項としてご説明いたしますが、要点のみ申し上げますと、大規模地震対策特別措置法に基づき、これまで長く運用されておりました、東海地震の予知及び警戒宣言の発令は困難となったことによりまして、昨年11月から、気象庁が、南海トラフ地震に関する情報、いわゆる臨時情報を発表することとなりました。この臨時情報につきましては、あくまで暫定的な運用とされておりすることから、現時点では、この情報発表に伴う新たな防災対応につきましても暫定的な定めにするという趣旨を記述するものでございます。

なお、県の暫定的な対応につきましては、22ページのとおり定めることいたしました。

追って、臨時情報につきましては、お手元の資料の末尾にあります、内閣府と気象庁が作成いたしましたオレンジ色のパンフレットに詳しい解説がございますので、別途ご参照いただきたく存じます。

次に、避難勧告等に関するガイドラインについてであります。

新旧対照表32ページをお開きください。

第5節「避難活動」、1「避難対策」につきましては、これまで市町長は、津波避難の基準を原則「勧告」としておりましたが、今後は「避難指示」。指示を発令することとなりました。

また、遠地地震によります津波に関しては、必要に応じて避難準備・高齢者等避難開始又は避難勧告」とすることになりましたので、これら国のガイドラインの改正に伴い修正するものであります。

資料1-1にお戻りください。

その他の修正内容につきましては、(3)にありますように、指定地方行政機関を追加するもの、組織改編によるもののほか、津波防災地域づくり法に基づく津波災害特別警戒区域を指定した市町の名称をえたものでございます。

新旧対照表の31ページをお開きください。

上段の表に、「津波情報等の伝達系統図」の市町一覧の中で、伊豆市に「◎」がついております。これは、現時点では全国唯一、津波災害特別警戒区域、いわゆる「オレン

ジゾーン」を指定した土肥地区のある伊豆市を表記するものであります。

以上のほか、形式的または軽微な修正箇所につきましては、新旧対照表の備考欄に記載のとおりであります。

最後に、資料1-1にまた戻りますけれども、一番下のところに表記がございます。現在、地震対策編の「巻」というような名称で、災害の事象ごとに分冊化されている「巻」を合冊化いたしますとともに、「巻」を改め、「地震対策編」という名称に変更いたします。

私からの説明は以上でございます。

原子力災害対策につきましては、担当課長からご説明いたします。

○原子力安全対策課長 それでは続きまして、地域防災計画の「原子力災害対策の巻」の修正について、原子力安全対策課から説明いたします。

お手元の資料1-2「静岡県地域防災計画（原子力災害対策の巻）の修正について」の資料をごらんください。

昨年7月に、国の原子力規制委員会が定める原子力災害対策指針が改正されたことを機に、国、関係市町及び関係機関と調整を行ない、指針の改正内容等を反映した修正案をまとめましたので、ご説明いたします。

今回の主な修正点は、2の「修正内容」にありますとおり、緊急時活動レベル。これを「E A L」と呼んでおりますが、これが改正されたことに伴う反映になります。

E A Lとは、原子力災害時に避難や屋内退避等の防護措置を実施するために、原子力施設の緊急事態の状況に応じて対策を講じられるよう、あらかじめ定められた事態の判断基準でございます。

まず、E A Lの記載については、指針の改正前では、原子炉施設が新規制基準に適合する前後での違いはありませんでしたが、改正後の指針では、新規制基準適合前と後で適用されるE A Lが区別されることになったことから、これを反映し、新規制基準の適合前と適合後で適用される基準がわかるよう、注書きなどにより記載いたしました。

別に新旧対照表をおつけしておりますので、そちらのほうをごらんください。

具体的には、新旧対照表の10ページ、それから12ページ、14ページ、15ページに表がございます。その表の下に、それぞれ「※1」「※2」「※3」というように、適用される基準を表記してございます。このように書き分けを行ないました。

次に、資料1-2にお戻りください。

次に、警戒事態を判断する E A Lにおいて、地震、津波等の自然災害について、発生箇所を、発電所の所在都道府県から所在市町村に変更されたことから、震度 6 弱以上の地震や大津波警報の発表となっている箇所を「県内」から「御前崎市」に修正することとしました。表記の箇所といたしましては、また新旧対照表をごらんいただきたいと思いますが、その新旧対照表の 9 ページ。表中の⑬、⑭のように、「県内」が「御前崎市」といったように表記を変えてございます。

また、それぞれ表中に示されました各事態に定められている個々の基準の見直しも行なわれておりますので、その内容も反映しております。

このほか、原子力規制庁の組織改正に伴って、「地方放射線モニタリング対策官」を「上席放射線防災専門官」に変更する等の軽微な変更も行なっております。

なお、先ほど説明のありました他の災害対策の巻と同様、この「原子力災害対策の巻」も「原子力災害対策編」といたしまして、他の計画と合冊することといたしました。

その他、具体的な変更点につきましては、別添の新旧対照表をごらんください。

私からの説明は以上でございます。

○川勝知事 はい、ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。よろしくお聞かせください。

ご意見もないようですので、「静岡県地域防災計画の修正」につきましては、原案のとおりとして承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○川勝知事 それでは、原案のとおり承認されたものといたします。

なお、静岡県地域防災計画につきましては、本案により、内閣総理大臣に修正報告することといたします。

続きまして、事務局からの報告事項に移ります。

なお、質問等は最後に一括してお受けいたしますので、よろしくお願ひいたします。
報告をお願いします。

○危機政策課長 報告事項といたしまして、危機政策課長、杉山から 2 点ほど説明をいたします。

まず 1 点目は、「市町地域防災計画の修正」についてでございます。
資料 2 をごらんください。

災害対策基本法に基づきまして、市町から地域防災計画の変更について報告があつたものにつきまして、表のとおりまとめてあります。35全ての市町が、県や国の防災計画等の変更に伴う修正を行なっておりますほか、複数の市町が原子力災害対策や独自の状況に応じた修正を行なっております。

資料2の2ページをお開きください。

市町独自の状況に応じた修正の主な事例をお示ししております。

このうち、西伊豆町と富士宮市につきましては、新たに原子力災害対策を追加しております。

伊豆市につきましては、先ほどもご説明いたしましたが、津波災害地域づくり法に基づく津波災害特別警戒区域の指定に関し、「伊豆市“海と共に生きる”観光防災まちづくり推進計画」の見直しを反映したものであります。これは伊豆市ならではの修正内容だと思われます。

このほか、吉田町と菊川市では、災害廃棄物処理計画の策定に伴う地域防災計画の修正等を行なっております。

そのほかの事例は、表に掲げた内容のとおりでございます。

以上でございます。

続きまして、南海トラフ地震に関する新たな防災対応の検討について、状況をご報告申し上げます。

私からの説明時間は、およそ22分程度を予定しております。長時間の説明になりますが、ご容赦を賜りますようお願い申し上げます。

初めに、末尾に別途つけてございます、内閣府と気象庁が作成しましたオレンジ色のパンフレットをごらんください。

中開きの右上に記述がございますが、南海トラフ地震の予測可能性につきましては、昨年、国は、現在の科学的知見によると、「地震発生時期や場所、規模を確度高く予測することは困難」とした上で、一方で、南海トラフ地震については、「プレート境界の固着状態の変化を示唆する現象を検知することができれば、地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まっていることを評価することが可能」としております。

表紙の下段の緑色の部分をごらんください。

気象庁は、昨年11月から、南海トラフ地震に関連する情報、いわゆる臨時情報を3つの条件で発表することとし、暫定的に運用を開始しているところでございます。

昭和53年に公布された大規模地震対策特別措置法により、本県は40年にわたり、東海地震は予知が可能であると。警戒宣言が発令された場合には、社会経済活動を一旦停止し、危険が予想される地域の人々は直ちに避難すると。そのような仕組みを認識してきておりました。これまで、突発地震対策に加えて、予知された場合の東海地震対策の両方に取り組んでまいりました。しかし、その前提が1つなくなつたわけであります。

資料3-1をごらんください。

「南海トラフ地震に関する新たな防災対応の検討の進め方について」であります。

「要旨」に記載がありますように、昨年国は、ワーキンググループを設置して、南海トラフ沿いの地震観測・評価に基づく防災対応を検討し、報告書を取りまとめました。今後は、新たな防災対応についてガイドラインを策定する方針であります。本県も、国の検討におきますモデル地区として位置づけられましたことから、国と連携して、確度が高くなない地震発生予測に基づく防災対応を検討するところでございます。

なお、国のワーキンググループは、本年3月から、「南海トラフ沿いの異常な現象への防災対応検討ワーキンググループ」として改められ、川勝知事も引き続き委員として参画をしております。本県といたしましても、今後検討課題などを整理した上で、国のガイドラインや防災基本計画の見直しに応じた県の地域防災計画を修正する予定でございます。

3ページをお開きください。

新たな防災対応の検討体制とスケジュールにつきましては、国のワーキンググループと連携しつつ、県の各部局で構成する庁内検討会の開催を初め、県民や事業所等からご意見をいただき、また、防災会議専門部会や学識経験者の皆様方のご意見を踏まえまして、関係者の合意形成を図りながら、来年度には地域防災計画を改正したいと考えております。

なお、本日は、午前に専門部会を開催し、委員の皆様方から大変貴重なご意見を賜つたところでございます。

資料3-2をごらんください。

現在国が設置・運営しておりますワーキンググループの概要についてでございます。

2ページをお開きください。

これは、南海トラフ沿いで発生するとされる異常な現象とその評価についてであります。

ワーキンググループでは、4つのケースを想定しております。

ケース1は、南海トラフ地震の広大な震源域のうち、東側もしくは西側の半分程度のエリアでマグニチュード8クラスの大きな地震が発生した場合で、他のエリアでどうなるかわからないという状態をあらわしたものです。

過去の事例では、前回の東南海地震は昭和19年、南海地震は昭和21年と、2年間の時間差で発生しております。さらにその前、江戸末期、1854年の安政地震におきましては、先に東海・東南海地震が発生し、そのおよそ32時間後に南海地震が発生したとされております。ケース1は、これらを参考にしたものであります。

ケース2につきましては、広大な震源域のいずれかでマグニチュード7クラスのやや大きな地震が発生した状況で、他のエリアでどうなるかわからないという状況をあらわしています。

東日本大震災の2日前の3月9日に宮城県沖で起きました地震。結果的にはこれが東北地方太平洋沖地震の前震とされました。この地震の発生直後に非常に類似した状態を想定したものでございます。

ケース3は、異常現象ではありますが、防災対応に活用する根拠としては現時点では弱いとされているものでございます。

ケース4は、東海地震の震源域等に設置されたひずみ計などによるデータに異常が観測された場合をあらわしております。

以上4つのケースを評価した上で、これらを異常な現象として捉え、異常を観測した場合の防災対応のあり方を検討しているところでございます。

3ページをお開きください。

この図は、横軸に地震発生の可能性、縦軸に脆弱性の程度をあらわしたものであります。

脆弱性につきましては、後ほどご説明いたしますが、地震が発生した場合に大きな被害を受ける可能性が高い地域や人々のことであります。

地震発生の可能性につきましては、異常な現象が発生してから南海トラフ地震が発生するまでの時間をあらわしますが、先ほどケース1や2の状況で説明しましたように、異常現象後の時間の経過が地震発生の可能性を的確にあらわしているかどうかはわからないというのが実情でございます。

6ページをお開きください。

国のワーキンググループにつきましては、4月12日に第1回が開催されまして、資料

のような概要が意見交換されたところでございます。

また、資料はございませんが、第2回が今週の月曜日、11日に開催されたところであります。

次に、資料3-3をごらんください。

この表は、3月29日に開催いたしました県の第1回防災会議専門部会で出された主な意見をまとめたものでございます。また、右側には、現時点におきます対応策や検討の方向性を整理したものでございます。

本県が新たな防災対応を検討するに当たりまして、特に情報の内容、脆弱性の評価、住民のリテラシー、学校の対応、報道の影響について検討する必要があると認識しております。

このうち、情報の内容及び報道の影響につきましては、県民にとりまして、できる限り的確でわかりやすい情報が発信されることが必要となりますので、この点は國も検討を重ね、統一的な方針を決めてほしいと。そのように考えております。

なお、住民のリテラシーは、平常時の周知・啓発によるところが大きいものと考えております。

また、学校は、地域社会に与える影響が大きい上、児童・生徒の安全確保に多くの課題があり、例えば先日の大川小学校の判決に見られるような、現場の防災対応の難しさが存在するなど、現時点におきましては、拙速な検討にならないよう、教育委員会と連携して慎重に検討を行なっているところであります。

2ページをお開きください。

先ほど4つのケースについて説明をいたしましたが、この表は、あくまで本県の県民や事業者が異常な現象に関する情報をどう受けとめるかという視点で、県民等の防災行動を予想したものでございます。

あくまで県民等の立場に立ちますと、ケースの4つの区分よりも、自分自身が地震・津波の発生を現実のこととして実感・認識するかどうかで、そのときの防災意識や防災行動に違いが生じるのではないかと。そのように思われます。今後、県民の皆様に対する情報の的確な伝え方を行なう際の検討材料として参考になるものと考えております。

資料3-4をごらんください。

この資料は、国と県における現時点での検討状況を取りまとめたものでございます。

1ページのIにありますように、地震防災対策の基本は、まずは突発地震に備えて日

ごろからの対策・対応を推進することにあります。その上で、確度が高くない地震発生予測による情報であっても、被害をより軽減するために科学的知見を最大限活用することであると。このことが新たな防災対応を検討する上での原点であると考えております。

Ⅱの2についてでございますが、これは警戒宣言が発令された場合も同様でございますが、何らかの防災対応を実施した場合、地震が発生すれば被害の軽減効果が明らかに期待できる一方、地震が発生しなかった場合は、住民の避難等に係る負担や社会経済活動を停止したことの損失が大きく、双方の観点から社会的な受容バランスを定めておく必要があると考えております。

次に、Ⅲ「新たな防災対応の考え方」についてですが、2ページから3ページにかけての表は、各関係者が防災対応を実施する場合の課題などにつきまして、私どもが直接ヒアリングを行なった概要を整理したものでございます。

関係者からのヒアリングにおける主な意見や課題等をご紹介いたしますと、1の津波浸水域の住民の皆様からは、「地震発生の可能性が相対的に高くなったという情報が発表された場合には、原則事前避難を行ないます」というご見解がありました。ただし、「その場合、脆弱性の程度や避難場所の安全性の程度を明らかにできるかどうかが課題である」と。そのようなご指摘がありました。

2ページをお開きください。

2の要配慮者施設や学校の関係者からは、「異常現象に関する情報が発表されても、原則業務や授業を継続する」との考えですが、「脆弱性のある施設や学校につきましては、事前避難や何らかの防災対応を行なう必要がある」とのご意見でございました。ただし、津波浸水域に立地する学校や福祉施設につきましては、関係者の間でもさまざまなお見解が存在しております。

3の交通機関、4の事業所等につきましては、いずれも「原則は運行、営業、操業は継続する」というご意見でございました。ただし、「津波浸水域での業務は中止もあり得る」。さらに、「危険を伴う作業については中止や延期もある」と。そのようなご指摘でございました。

3ページをお開きください。

5の「その他共通事項」でございますが、各関係者共通のご意見は、「何らかの防災対応を実施するための情報の内容や広報のあり方については、適切・的確な情報が欲しい」ということありました。

また、防災対応を行なう場合の我慢できる期間、いわゆる受忍期間は3日程度ではないかと。これはあくまで1つのご意見ですけど、3日程度であること。それから、「受忍期間が経過した後の対応はどうしたらいいのか」というようなご意見も数多く見られました。

ヒアリングの詳細は、資料3-4の別表のとおりでございますが、時間の関係によりまして、説明は省略させていただきます。

次に、IV「新たな防災対応の考え方の整理」についてでございます。

国のワーキンググループや県の防災会議専門部会での検討、関係者からのヒアリングなどを踏まえまして、新たな防災対応とはいかなるものなのか、その考え方を整理したものでございます。現時点におきましては、地震発生の可能性が相対的に高くなつたという情報が発表された場合、1、「原則として平時の生活を継続する」。2、「脆弱性が認められる場合は、その程度に応じた何らかの防災対応を実施する」。3、「防災対応には受忍期間を定めておく」。4、「的確な情報の提供・伝達、情報に対する受け手の理解を促進する必要がある」と、以上のように整理をいたしました。

V「今後の検討方針」につきましては、引き続き関係者ヒアリングやアンケート調査等を行なってまいります。また、国に対しましては、本県の検討課題などにつきまして情報を提供し、連携を図りながら検討を進めたいと考えております。

次に、資料3-5をごらんください。

地震発生の可能性が相対的に高くなつたという情報が発表された場合に、この情報を活用して何らかの防災対応を実施する必要があるとされるのは、脆弱性が認められる地域や人であります。

2ページをお開きください。

図3は、地域の脆弱性の評価をあらわしたものであります。

脆弱性とは、地理的要素によるものと人的要素によるものがあり、それぞれ横軸、縦軸に示しております。脆弱性は両方の要素の組み合わせで評価され、この図表におきましては、左上に行くほど脆弱性が高いということになります。地理的要素といたしましては、津波浸水区域と土砂災害特別警戒区域が該当するのではないかと考えております。人的要素といたしましては、災害時要配慮者や避難行動要支援者が該当し、地理的、人的要素、それぞれ状況や程度によって強弱があるものと考えております。

なお、図表の中でIの領域のあたりに破線の曲線があります。これは、例えば土砂災

害特別警戒区域では、どんなに運動神経がすぐれた人がいたとしても、いざ災害が起これば、人的要素のいかんにかかわらず命の危険があるという地域的な脆弱性が高いということをあらわした破線になります。

3 ページをお開きください。

この表は、脆弱性を明確にする場合に考えられる基準や指標の例示であります。現時点では、まだどの指標が必要かどうかということはわかりません。今後の検討材料とする予定の資料でございます。

4 ページをお開きください。

「短期的な地震発生の可能性」についてでありますと、図3にありますように、本震の前に一定規模の地震が起きた後、本震となる地震がいつ発生したかという事例をあらわしたものでございます。

全世界を対象にしたものでありますと、これによりますと、本震は前震の1日以内から3日以内に発生している事例が見られるとのことです。ただし、その確率は低いということでございます。いつ起こるかわからない本震となる地震への対応をいつまで続けられるかという課題をあらわした資料であると思われます。

このデータを踏まえまして、5 ページをお開きください。

新たな防災対応の受忍期間についてであります。

各関係者からヒアリングを行ない、新たな防災対応の受忍期間について、ご意見をいただきました。その結果は、6 ページ、7 ページに例示してございます。時間の都合で、詳細な説明は省略させていただきますが、概して1日から3日以内というようなご意見をいただいております。ただし、この受忍期間はさまざまな条件によって異なってくるというふうに思われます。

8 ページから10ページまでは、県政インターネットモニターアンケートの調査結果を取りまとめたものでございますが、こちらも別途ご参考いただければ幸いに存じます。

最後に、避難行動のあり方についてでございます。

13ページをお開きください。

本県の場合、新たな防災対応の検討に当たりましては、地域防災計画に位置づけた警戒宣言発令時の避難方針が参考となります。これをどう見直していくべきのか、避難行動のあり方について、対比的に整理をいたした表でございます。

表4のとおり、避難行動のあり方につきましては、①「対象者は誰か」、②「開始は

いつか」、③「避難レベルは何か」、④「避難先はどこか」。14ページに参りまして、
⑤「避難行動の終了はいつか」、⑥「情報をどのように伝えるか」という、以上6つの
課題を設定し、表の右側の枠に記載のとおり、現時点におきます我々の事務局案をお示
しいたしております。

このうち、③「避難レベル」につきましては、「勧告や指示ではなく、避難準備・高
齢者等避難開始レベルでよいのではないか」。

④「避難先」につきましては、現段階では特定はできませんので、危険が予想される
地域の外に立地する耐震性のある建物と。そのように考えております。

新たな防災対応での避難は、警戒宣言時のような野外の避難地では耐えられないと考
えております。今後、具体的な避難先は、地域ごと特性を考慮し、多様性を踏まえた選
定を行なう必要があると考えておりますが、この具体的な検討につきましては、しばらく
時間がかかる。まずは今行なっている新たな防災対応の全体像を、もっと検討を重ね、
その後にまた具体化していくものであると、そのように考えております。

大変長くなりましたが、南海トラフ地震に関する新たな防災対応の検討につきまして
は以上でございます。

○危機情報課長 続きまして、「平成29年度南海トラフ地震についての県民意識調査結果」
について、危機情報課よりご報告いたします。

資料4をごらんください。

この調査は、2年ごとに実施しているものでございます。今回は、「調査概要」の3
つ目のところに記載してございますが、近年特に課題になっている避難所運営について。
それから、南海トラフ地震に関する情報への対応の検討のための内容を盛り込んでござ
います。

結果の概要についてですが、3ページをごらんください。

まず、南海トラフ地震についての関心度でございます。これは、「非常に関心がある」
または「多少関心がある」人の割合を合わせて、前回と同程度、90.2%の高い水準とな
りました。

次に、日ごろの防災対策についてでございます。

食料の備蓄状況。特に7日分以上については19.6%、食料備蓄状況の1日分以上は
95.2%となり、調査開始以来最高割合となってございます。飲料水備蓄や携帯トイレ・
簡易トイレについても過去最高割合となりました。

次に、住宅の耐震補強については、前回と同程度の水準。家具固定状況についてはやや低下してございます。

4 の自主防災組織・防災訓練の参加状況でございますが、こちらは66.3%と前回よりも向上してございます。

次に、新規項目として追加した避難所についてでございます。「発災時、可能であれば自宅で避難生活をする」と答えた方が、半数以上の58.1%となってございます。

なお、「避難所で避難生活をする」と答えていらっしゃった方、24.8%の方のうち、避難所運営が避難した方々が主体となって行なうことが基本であると知っていた人の割合は、42.3%となりました。

6 の発災時の行動につきましては、「正確な情報を得ることが大事だ」としている方が最も多く、41.2%となってございます。

次に、新規項目で立てました、9 「不確実な地震予測情報下での避難と規制について」でございますが、この中で、避難の部分で「不確実な地震予測でも避難する」と答えていただいた方が、「3日程度から、それから2週間以上まで避難をします」と答えた方が合わせて33.5%となってございます。

2 ページへお戻りください。

III、「今後の対応」のところでございます。

今回の調査結果からは、家庭内での防災対策の県民意識が着実に上がってきた一方で、耐震診断や、それから7日以上の食料・飲料水備蓄はまだまだ過半数には達していない状況が判明しております。このため、引き続き向上に向けて取り組んでまいります。

また、避難所についてですが、避難した方々が主体的に避難所を運営することが求められていることを知っている方が半数程度でございました。このため、平成29年度に作成しました避難所運営マニュアルの確実な周知を図ってまいります。

もう1つ、不確実な地震予測情報下での避難と規制についてでございますが、こちらは南海トラフ地震に対する各種施策の検討の参考としてまいりたいと考えてございます。

資料4についての説明は以上であります。

○危機対策課長 次に、「平成30年度静岡県危機対処訓練計画」について、危機対策課から説明いたします。

資料5をお開きください。

県では、地震を初めとする、さまざまな危機事案に対応するため、県・市町の災害対策本部等における応急対策訓練、自助、共助により住民がみずから生命、財産を守るために訓練を、1年間を通じて実施することとしております。

また、訓練を通じて各種防災計画等を見直すこと、関係機関との相互連携を確かめること、訓練への住民参加や訓練の報道等により、県民の防災に関する意識高揚と知識向上に努めることとしております。

具体的な訓練といたしましては、大規模地震にかかわる訓練といたしまして、4月に既に実施いたしましたが、全職員参集訓練。8月30日に本部運営訓練。9月2日には、本年度、静岡市をメイン会場といたしました総合防災実動訓練を実施いたします。また、8月30日から9月5日の1週間は、防災週間として、静岡市以外の各市町においてもさまざまな訓練を行なうこととなっております。12月2日の地域防災訓練の日には、地域の自主防災組織を中心とした住民参加型訓練を実施いたします。1月17日には、県の防災訓練の集大成といたしまして、防災機関、市町等と連携をいたしました大規模図上訓練「地震対策オペレーション2019」を、また3月10日には、沿岸地域を中心といたしまして津波避難訓練を実施することとしております。

大規模地震以外の訓練といたしましては、近年各地で発生しております土砂災害、風水害に対する訓練を、出水期前の今月に実施をいたします。また、富士山火山防災情報伝達訓練を、富士山の開山に合わせまして7月12日に実施する予定としております。

自然災害以外の危機対処訓練といたしましては、11月中旬に鳥インフルエンザ本部設置訓練を、2月中旬に原子力防災訓練を実施いたします。

また、本年度は、11月4、5の2日間に、東海北陸7県による緊急消防援助隊中部ブロック訓練を、富士山静岡空港西側用地を中心として実施することとしております。

さらに、ラグビーワールドカップ2019及び2020東京オリンピック・パラリンピックの開催に備えまして、国と共同で国民保護共同図上訓練を実施することとしております。現在、国、関係市町、また関係機関と調整のほうを図っているところでございます。

記載させていただいている訓練は以上ですけれども、それ以外にもさまざまな訓練を、各部局、各所属においても実施するとともに、国、関係機関が実施する訓練にも積極的に参加することとしております。

このように、本年度もさまざまな訓練を実施することにより、県の防災力向上に努めてまいります。

私からは以上です。

○原子力安全対策課長 続きまして、浜岡地域原子力災害広域避難計画の修正について、原子力安全対策課からご報告いたします。

お手元の資料6、「浜岡地域原子力災害広域避難計画の修正について」をごらんください。

県は、浜岡原子力発電所における原子力災害を想定した浜岡地域原子力災害広域避難計画を、国の支援、県内市町、周辺都県等の協力のもとで平成28年3月31日に策定し、その後、避難先として協議している都県、市区町村との協議状況を踏まえ、昨年3月24日には避難先市区町村を記載し、県避難計画を修正しているところでございます。

今年は、これまで策定されました市町の避難計画や避難先との協議の結果を踏まえた修正を行ないました。この計画の目的や構成につきましては、2や3に記載のとおりでございます。

また、避難先としましては、4にありますとおり、「避難先確保の方針」として、原子力災害対策重点区域に係る11市町の住民約94万人の避難先を確保することとしていることから、次の2ページ、それから3ページに記載の、県内市町及び東海地方、関東甲信越地方及び北陸地方の12都県及びその市町村と協議しております。

並行いたしまして、関係11市町の避難計画の策定支援にも取り組んでおり、平成30年4月1日現在で市や町の避難計画を策定済みであるのは、資料3ページの5に記載のとおり、御前崎市、島田市、掛川市、磐田市の4市となっております。

今回の計画の主な修正内容は、次の4ページをごらんください。

この4ページの6に記載のとおり、8「避難経由所」としての項目を新設し、原子力災害に係る広域避難において、避難者が避難する際に第一目的地となり、かつ避難者に避難所を案内する場となる避難経由所についての説明を追記いたしました。

避難経由所の考え方は、避難先との協議の中で、避難の受け入れを円滑に行なうことができる仕組みとして考案されたものです。この避難経由所につきましては、本年2月の原子力防災訓練におきまして、その機能を検証し、今回の計画修正に盛り込みました。

また、(2)に記載のとおり、浜岡原子力発電所の現況、周辺地域の人口等の情報について、平成30年4月1日現在の情報に時点修正しております。

そのほか、(3)にありますとおり、放射線防護施設の一覧表に、新たに放射線防護対策を実施いたしました2施設、養護老人ホーム相寿園、それから御前崎市役所西館に

について追記をいたしております。

その他具体的な変更点につきましては、別添にございます新旧対照表をごらんください。

私の説明は以上でございます。

○川勝知事 はい、ありがとうございました。

以上、資料2、3、4、5、6についてのご説明をいただきましたけれども、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

はい、どうぞ。岩田さん。

○岩田委員 溝みません。静岡大学の岩田でございます。

丁寧なご説明ありがとうございました。

一つだけ、ちょっと私、気になっておりまして、資料4の県民意識調査のところなんですけれども、県民の関心度の高さ。ほぼ9割ということありますけれども、実は、非常に関心がある層はかなり低下が続いておりまして、こういった、地域の防災をかなり引っ張っていただいている方が少し下がっている傾向にあるということで、こういった県民の意識といいますか、具体的な防災対策の取り組みとか、地域の防災点検だとか、そういったところにもっともっと積極的な施策を、ぜひ県としても展開していただければというふうに感じているところでございます。ぜひよろしくお願いしたいと思っております。

○川勝知事 ありがとうございました。

ほかに意見ございますか。

岩田教授は、ワーキンググループの、静岡県から私とともに出てる委員の1人です。

よろしゅうございますか。

それでは、今のご意見も踏まえまして、しっかりと対応してまいりたいと存じます。

意見もないようでございますので、以上で本日の議事は終了いたしました。委員の皆様には、円滑な進行にご協力を賜りまして、ありがとうございました。

進行を司会にお返しいたします。

○司会 以上で議事は終了いたしましたが、本日はお2人の委員から災害対応等に関するご報告をいただき、防災対策の参考とさせていただきたいと考えております。

ここで会場の準備をしますので、しばらくお待ちください。

それでは、り災証明書発行のための図解版調査方法の紹介について、常葉大学大学院

環境防災研究科、重川委員からご報告をお願いいたします。

○重川委員 お時間いただきましてありがとうございます。

円滑なり災証明書発行ということで、ちょっとご報告させていただきます。

資料につきましては、ちょっと資料番号が振られていないんですが、資料8の前に、クリップで3種類の2つ折りのカラーのパンフレット風のコピーをお配りいただいておりますので、それをごらんください。

今ここで話題にしている「り災証明書」というのは、ご承知のとおり、災害が起きたときに私たちが家の被害の大きさを証明してもらう。それを市町村長さんがお出しになるという公的な証明書となります。これは後々、例えば仮設住宅に入れるか。あるいは私立大学でも学費の免除を受けられるかなどなど、さまざまな生活再建にかかわってくる、まずそのスタートとなる証明書ということになります。

これがどのように出されるかといいますと、災害が起きた後、市町村の職員の方が、一棟一棟このように私たちの住宅を調査してまいります。多い場合には数10万棟、これを一つ一つ調査をし、そして結果を評価してり災証明書を発行するという流れになっております。

ご承知の、2年前に起きました熊本地震では、大変な住宅被害が発生しました。我々、これは被災地で、住民の方も、それから自治体の方も大変なご苦労をされることになるということで、今お手元にある建物被害認定調査の説明書をたくさん印刷しまして、熊本県の被災地。益城町などの市町村で、住民の方、そして行政の方、双方にこれをお配りしました。

お配りした目的なんですが、今申し上げましたように、一棟一棟調査します。大変時間のかかる作業となります。特に熊本地震の場合、大変住宅被害が多くて、り災家屋が多かったということもあります。混乱が予想されました。ところがですね、住民の方。先ほど避難所の話が出ましたが、避難所を利用する方というのは大体3割程度です。ほとんどの方は避難所に行かず、例えば親戚の家に避難とか、あるいは一番多いのは自宅で、「在宅避難」と言われますが、余震の中、電気もつかない中、家で我慢をするというケースが多いです。そうなってきますと、早く家を片づけたい、早く修理したい。つまり、「早く次のステップに移りたい」と皆さん思われます。その片づけたり修理をする前に、ぜひ自宅の被害の記録をみずから残しておく。そのことで、後から調査が来ても、「直してしまったけど、本当はこんな被害が出ていました」。「それをきちんと記録、証拠

として残しておいてください」という目的がありました。

と同時に、今お話をしている、り災証明書、あるいはどんな調査をするかというのは、実は住民の方には一切公表されておりません。内閣府のホームページを見れば指針は出ていますが、非常に難しく、普通の人があまず見るものではありません。したがって、「どんな人がどんな調査をした結果うちは半壊と言われてるの?」というのが住民の方には全くわからないというのが実情でした。そのために、大変り災証明書受取窓口で大混乱。「うちはもっと被害がひどい」とか、「もう一遍見に来てくれ」という大混乱が発生するというのが、これまでの被災地での常でした。

ということで、今回、地震時に建物を外から見るだけで、り災程度を判定する。あるいは建物の中に入ったり災程度を判定する。それから水害時の建物のり災程度を判定するための記録の残し方について解説したものを作成しました。

例えば、これは建物の中に入つて被害を見る場合なんですが、被害を見るポイントとしては、例えば天井、床、柱、外壁、内壁。このポイントについて、「こういう被害が出ているかどうかをチェックをしてください」という説明をします。そしてスマホで写真を撮つていただくようにお勧めしています。そして、写真加工アプリを立ち上げれば、被害が起きたところ。写真ではちょっと見えにくいひびなんかもあります。そういうところは、アプリを使ってこういうふうに書き込んでいただければ、後から写真を見ても確認しやすい。こういうことも説明をしています。

今申し上げましたように、「どんな方法で調査をしてくれてるの?」「どの程度だと全壊っていうの?」。そういうことがわからない住民ですから、り災証明書の内容を納得できず、役所に対して「もう一遍調査に来てくれ」。また納得がいかなく、「再々調査に来てくれ」の申請が嵐のように押し寄せます。熊本地震の場合3割。それ以外の過去の地震では、約2割弱この再調査依頼がございました。しかも、再調査をしても、役所は一定の方法で見ていくわけですから、2回見たから判定が上がるわけでは決してありません。でも住民の納得は得られないということで、この業務については、行政の方も住民の方にも非常に重い負担となつてまいります。

今、り災の程度は、この4種類となります。「一部損壊」「半壊」「大規模半壊」「全壊」です。全壊だけは、まあ見れば「あら、ひどいな」とわかるんですが、それ以外については、ぱっと見わかりません。ましてや住んでいる住民にとっては大切な我が家ですから、「あそこも壊れた、ここも壊れた」ということになります。実際の被災地では、

実は4分の3は一部損壊です。大きな被害というのは実はそんなにないので、ほとんどの場合が一部損壊程度なんですが、いずれにしても、どの判定になつても納得ができないという住民意識が非常に強いです。

今回のこのパンフレットというのは、今までのそういった問題をなくすために、行政の方にもこれを見ていただきます。そして、調査に行ったときに、住民の方が、熊本でも実際これに書き込んで、市役所の方が来たら一緒にこれを見ながら判定をしたという事例もありました。双方でやっぱり同じ被害を見ながら。そして、今回は紹介しませんでしたけれども、無料のアプリケーションも開発してあります、それをスマートフォンにダウンロードしていただくと、被害の箇所を書き入れただけで、り災の程度は自動的に計算してくれるというアプリもあります。それも被災地で提供してきました。

そういうことを通じながら、生活再建の第一歩となる、り災証明書発行という業務について、住民と行政のお互いの判断、考えのそごをなくしていきたい。それが生活再建の遅れをもたらすようなことのないように、できれば平常時から十分に、り災証明書というのがこういうもので、こういうツールを使って、お互いに合意しながら出していく。そういうことを、ぜひ静岡県内でも、本当の災害が起きる前に進めていきたいというふうに思っております。

以上で報告を終わらせていただきます。ありがとうございました（拍手）。

○司会 重川委員、どうもありがとうございました。

ただいまのご報告につきまして、ご質問等はございますでしょうか。

では、ありがとうございました。

続きまして、平成29年台風第21号について、国土交通省静岡気象台長、中村委員からご報告をお願いいたします。

○中村委員 静岡地方気象台の台長の中村でございます。

本日、お時間をいただきまして、気象災害関係の話をさせていただきます。お時間いただき、ありがとうございます。

きょうここでお話ししたいポイントとしましては、昨年の平成29年台風第21号。非常に大きな台風で、しかも静岡県を縦断していったという台風でございます。これが一番皆様のご記憶に新しい台風だと思いますので、この台風を題材にいたします。

この台風、非常に大きな台風で、大きな災害が発生するのではないかと危ぶまれたんですけれども、結果として静岡県に対してはそれほど大きな災害にはならなかったとい

うことで、一番記憶に新しい台風でそういうことでしたので、裏返して、きょうお話しするのは、非常に大きな災害が発生する可能性は、実はあったんだよということを改めてお示しして、これから始まっている出水期への注意喚起としたいというのが私の趣旨でございます。

台風第21号の発生から上陸までの経路を簡単に示したものです。大体日本に上陸する1週間ぐらい前に南のほうで発生しまして、大体沖縄の沖合ぐらいで、非常に大きな台風だということで、接近したら大変なことになるのではないかというようなことが懸念されました。

接近時の状況として、もう1つ特徴的なことは、この時期、10月なんですけれども、日本の沿岸に、左側の天気図で黒い線で示されておりますが、前線が停滞しておりまして、台風が来る前から雨がたくさん降るような状況があったということでございます。ですので、台風が来るまでに雨が降って、さらに台風で雨が降ると。二重に大雨が降る可能性があるというようなことが懸念される状況でした。

そのような状況もありましたので、右が気象庁の記者会見の様子を示しておりますが、台風が接近するにかけて、約3日間連続で気象庁の本庁のほうで記者会見をしました。なおかつ、最接近が予想されたときがちょうど選挙の日と重なるということもありまして、気象庁としては異例なんですけれども、期日前投票を呼びかけたりというようなことをやりました。

左側は、安倍首相が台風に対する注意喚起を行なったということで、政府としても非常に大きな災害を懸念するような対応をしていましたということでございます。

静岡県にとってみると、この台風の状況というのは、実は60年前の狩野川台風が接近してきたときの様子とも似ております。これは当時の古い記録なので、かなり大ざっぱな資料になりますが、左側が天気図で右側が雨が降った量の図ですけれども、同様に狩野川台風のときにも非常に大きな台風が接近してきたんですけれども、その前に前線が日本にかかるておりまして、二重に大雨が降る可能性があるというような状況でした。

実際にどういうふうに雨が降ったかというのを、まずお示します。

これは台風が静岡県に大分近づいてきた状況で、まだ南にある状況の、10月22日の15時から1時間ごとの、気象庁のホームページで今「高解像度降水ナウキャスト」といって、雨と雲の状況をリアルタイムで見ていただけるような情報がございますが、これを1時間ごとに示したものです。これを、ぱらぱら漫画みたいにちょっと進めていただけ

ますでしょうか。これは台風がまだ上陸していないんですけど、この前の状態で前線で大雨が降ることが懸念されたんですけども、結果としては、静岡県内、それほど雨が降らなかつたんですけども、いよいよ台風が接近して、この0時から3時ぐらいが一番近づいているところで、非常に赤とか紫の非常に大きな雨が降ったことがわかります。通過しますと、あつという間に雲が切れていきますと、結果としては、3時過ぎますとどんどん雨が上がっていって、これが最後ですけれども、当日の9時。このころには台風は関東地方に行っていますけれども、静岡県内は、もうほとんど雨が降っていないというような状況で、雨の経過はこのようなものでした。

トータルとしてどれぐらい雨が降ったかというのがこの図でございますが、降り始めから大体終わりまでのトータルの雨量として示しております。大体見ていただくとわかると思いますが、赤とか、あるいは紫が非常に雨がたくさん降ったところで、静岡県の特徴として、やはり伊豆の天城山とか、あるいは県の中部、西部でいきますと、北部の山岳地帯でたくさん雨が降るんですけど、その性質のとおりに雨が降ったんですけども、トータルの雨量としては、この台風で予想していたよりは少な目で、300ミリとか400ミリがトータルということでした。

風についても、非常に強い風が、特に沿岸を中心に吹いたんですけども、これも最大風速が23メートル、瞬間風速は33メートルということで、非常に超大型の台風が接近、通過したについて、静岡県については風もほどほどの強さだったと。

波浪の状況。これは石廊崎の波浪計のデータですけれども、やはり最接近時には非常に大きな波が襲ってきておりまして、大体おわかりになるかと思いますが、波の高さをグラフで時間ごとに示しておりますが、最接近時には、石廊崎で最大14メートルを超えるような波になっております。14メートルですので、建物でいくと3階とか4階というような高さになります。一時的にそんな大きな波が起きたということ。

これは国の、内閣府の統計資料から持ってきましたが、その台風が通過した結果の災害としてどうだったかといいますと、静岡県のところ。赤枠で抜粋しておりますが、負傷者、それから被害に遭われた家屋等あるんですけど、それぞれ1桁台で、近畿地方、大阪、兵庫、奈良とか和歌山などで大きな被害が出ているのに比べると、相対的には少な目の被害だったということです。

昨年度のこの場で、新しい気象庁が発表する情報について説明させていただいたんですけど、その危険度分布という、警報に関する土砂災害あるいは内水氾濫、それから洪

水に関する危険度を色分けして表示するという情報を昨年度から始めておりますが、それで見るとどうなったかというのを、ちょっとここからお見せします。

これは土砂災害の危険度分布を示しております。先ほどの雨の降り方の「ナウキャスト」と同じ時間軸で示しております。黄色から赤、紫、そして濃い紫と、どんどん危険度が上がっていくんですけども、台風がまだ南にある状況では、黄色いところもありますが、それほど危険度は上がってない状況です。

だんだん台風が近づいてきます。もうすぐ上陸というところで、0時から3時のあたり。紫という非常に危険なところもあらわれて、3時過ぎていまして、これで台風は過ぎていったんですけども、先ほどの雨の図に比べますと、色がかなり残っているというのを見ていただけるとわかります。この9時ですけど、この状態で、もうほとんど雨は降っていないんですけども、土砂災害の危険度としてはまだまだ残っているという状態で、土砂災害というのは、雨が降った後の土壤の中にどれぐらい水分が残っているかというところなので、台風が過ぎ去って雨が上がっても、すぐには危険度は下がらないということが見ていただけるかと思います。

今度は内水氾濫の危険度の分布です。こちらは、雨がかなり降らないと、都市とかで排水が間に合わなくて浸水したりという災害ですので、なかなか上がらないんですけど、だんだん雨がたくさん降ると、瞬間に上がっていきます。こちらは雨が上がるとすぐ下がっていきます。結果として、今回は台風の最接近時の2～3時間に非常に雨が強かったということで、浸水被害に関する危険度も、その時間帯を中心に危険度が上がったということです。

最後に、洪水の危険度分布です。各河川の流路に沿った危険度の分布という形で色分けで示しております。だんだん台風が近づいてくると、水位が上がって危険度がどんどん上がっていくところで、結果としてはそれほど、紫とかというのがあまり出てこなかったので、結局、強い雨は降ったんですけども短時間で済んだというところもあって、洪水の危険度についてはそれほど上がらずに済んだということでございます。

台風21号はそうだったんですけども、実は近年、何年か前に、まだ皆様のご記憶にもあるうちの台風もあるかと思うんですけども、平成26年と平成23年に、ほぼ同じ経路で、台風の規模も同じぐらいの台風が通過したことがございます。その事例。こちらは台風21号に比べて大雨が降ったという事例でございます。

これは、平成29年の今回の台風21号で、同じ基準で見るために、48時間の降水量で分

布を見たものです。先ほど最初にお見せした分布と同じで、伊豆半島と県の北部でちょっと雨が多いという状況は同じなんですかけれども、この図の色をちょっと覚えておいていただいて、これが平成26年の台風第18号の場合です。これもほぼ同じ、台風が最接近してきた前後の48時間で雨量を見たんですけれども、非常に広い範囲で赤い領域が広がっていて、今回の台風21号よりも、かなりたくさん雨が降ったということがわかります。災害としても、床下浸水が1,271棟という3桁の被害が出ているということで、桁違いに災害としては大きかったということです。

こちらは、平成23年の台風第15号。同じく48時間の積算雨量で見ておりますが、先ほどの平成26年と同じく、広い領域で赤い、たくさん雨が降った領域が広がって、なおかつこちら、紫で、さらにたくさん降ったというところもかなりのところが見られております。災害としては、一部損壊の家屋が1,446棟ということで、こちらも3桁の被害が出ているということでございます。

実は、台風第21号は雨はそんなに降らなかったというふうに申し上げましたけど、それは静岡県だけの話で、ちょっと視点を広目に見ますと、この図で紀伊半島まで含めて示してみると、赤とか紫の非常にたくさん雨が降った領域というのが、実は紀伊半島のところに広く広がっていたということで、今回は静岡県、たまたま雨はそれほど降らなかったんですけれども、この台風自体はたくさんの雨を降らせるポテンシャルを持った台風だったということでございます。

次に、高潮のお話です。今回の台風も、かなり気圧が低かったので高潮の懸念があつたんですけども、実際に県内でも少し被害が出たんですけれども、予想していたよりは被害が少なかったということでございます。それはどうしてかといいますと、この図は、下の緑色の点線が、各時刻の、「台風が来なかられこれぐらいの水位だっただろう」という「天文潮位」という潮位でございます。上の青い線が、実際に台風が通過したときに観測された潮位です。これは県の西部の舞阪の検潮所の潮位です。

この図で何を示しているかといいますと、この青いグラフと下の緑のグラフの差が、台風によって潮位が上がった分、いわゆる「高潮」と呼ばれる部分でございます。今回台風が最接近した0時あたりは、実は静岡県周辺では干潮で一番潮位が低い時刻でした。その一番潮位が低い時刻で台風による大きな影響を受けたということで、結果として高潮の影響としてはそれほど大きくなかったということになります。満潮に向けても、少し台風の影響は残っていたので、かなり潮位としては高くなって少し被害は出たんです

けれども、予想していたほどではなかったと。

台風の接近が、もし4～5時間ずれていたらどうなったかというものの。単純に台風の影響をずらして足し算した仮の図ですけれども、この赤い図が、もし4～5時間ずれて台風が来ていたら潮位はどうなっていたかということを示したもので、満潮と重なっていると、かなり潮位が高くなつて、舞阪での過去最高の潮位にも迫るような大きな高潮になっていた可能性があったということでございます。

先ほど最初に申し上げたとおりなんですが、台風第21号は、超大型で強い勢力で静岡県に上陸して、非常に大きな災害が懸念されたんですけど、結果としてそれほど大きな災害にはならなかつたんですけども、結局それは、この台風は、静岡県については非常に条件がよかつたということで、次回というか、今出水期にやってくるであろう台風について、同じような幸運が期待できるわけではないので、改めてこの出水期の注意喚起をさせていただきました。

最後に、ちょっとだけ気象庁の宣伝をさせていただきます。一部報道でも出ておりますが、気象庁の天気予報の元になっておりますスーパーコンピューターを今年度更新いたしました、従来に比べると1桁ぐらいい性能の高いものを入れております。

それを入れたから、どういういいことがあるかというと、もうきのう報道発表をしましたが、来週の6月20日から、現在気象庁のホームページとかで、「降水短時間予報」ということで、1時間ごとの降水量のメッシュの情報を6時間先まで提供しているんですけども、来週の6月20日から、このスーパーコンピューターを使いまして、15時間先まで提供するようにいたします。

これはどういうご利益があるかといいますと、現在、大雨が降るような状況で、ある日の夕方、「この先どうなるかな」というのを気象庁のホームページを見ても、せいぜいその日の夜半までしか見られないんですけども、これからは15時間先まで見られますので、翌朝まで夜を通してどういう状況になるかという見通しについて見ていただけるような状況になります。

それから、台風予報についても、現在は5日先までの位置の予測までは出しているんですけども、台風の強度とか暴風半径などの情報については3日先までしか予報しておりませんが、これも5日先まで提供できるようになります。これについての実施時期はまだ発表されておりませんで、大ざっぱなめどとして今年度内ということなので、今出水期に間に合うかどうかわかりませんが、こういうふうな改善も予定しております。

以上でございます（拍手）。

○司会 中村委員、どうもありがとうございました。

ただいまのご報告について、ご質問等はございますでしょうか。

ないようですので、お2人の委員には、貴重なご報告をいただきまして、まことにありがとうございました。

以上をもちまして、本日の予定は全て終了いたしましたので、閉会といたします。

本日はまことにありがとうございました。

午後2時55分閉会

平成30年度静岡県防災会議の議事録は、以上のとおり相違ないことを確認する。

平成30年7月3/日

（議事録署名人）

委員（国土交通省静岡地方気象台長）

中 村 浩 二
印

委員（日本銀行静岡支店長）

木 内 游
印